

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第6区分
 【発行日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【公表番号】特表2011-524313(P2011-524313A)
 【公表日】平成23年9月1日(2011.9.1)
 【年通号数】公開・登録公報2011-035
 【出願番号】特願2011-513905(P2011-513905)
 【国際特許分類】

B 6 5 D 83/00 (2006.01)

G 0 1 N 35/02 (2006.01)

G 0 1 N 37/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 83/00 G

G 0 1 N 35/02 A

G 0 1 N 37/00 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月4日(2012.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

試薬を計量するための流体用容器(1)であって、チャンバ(4)と、前記流体を前記チャンバ(4)内に封入するよう前記チャンバ(4)を密閉する第1のフィルムとを有する容器(1)において、

第2のフィルム(7)が前記第1のフィルム(3)に密封的に被着され、前記フィルムは、圧力を両方のフィルムに同時に加えたとき、前記第1のフィルム(3)が裂け、前記第2のフィルム(7)が弾性的且つ/或いは可塑的に変形するよう前記フィルムの引裂き強さが互いに異なっている、

ことを特徴とする容器(1)。

【請求項2】

前記チャンバ(4)は、キャリアフィルム(2)に設けられた窪みである、
請求項1記載の容器(1)。

【請求項3】

チャンネル(40)が前記チャンバ(4)に隣接して位置し、前記第1のフィルム(3)は、前記チャンバ(4)と前記チャンネルとの間の流体分離部を形成している、
請求項1又は2記載の容器(1)。

【請求項4】

前記第1のフィルム(3)は、金属箔である、
請求項1、2又は3記載の容器(1)。

【請求項5】

前記第1のフィルム(3)は、アルミニウム箔である、
請求項4記載の容器(1)。

【請求項6】

前記第1のフィルム(3)は、破断点伸びが50%未満のプラスチックから成る、
請求項1、2又は3記載の容器(1)。

【請求項 7】

前記プラスチックフィルム(3)は、前記チャンバの内部寄りに拡散防止層を有する、請求項6記載の容器(1)。

【請求項 8】

前記第1のフィルム(3)は、厚さが5~100ミクロン、好ましくは15~100ミクロンである、

請求項4ないし7のいずれか1項に記載の容器(1)。

【請求項 9】

前記第2のフィルム(7)は、破断点伸びが300~2000%、特に300~700%、特に好ましくは400~600%の弾性材料から成る、

請求項1ないし3のいずれか1項に記載の容器(1)。

【請求項 10】

前記第2のフィルム(7)のフィルム材料は、ゴムである、

請求項9記載の容器(1)。

【請求項 11】

前記第2のフィルム(7)のフィルム材料は、次の材料、即ち、

- ・TPE(熱可塑性エラストマー)
- ・シリコン
- ・ビトン
- ・PVCのうちの1つである、

請求項9記載の容器(1)。

【請求項 12】

前記第1のフィルム(3)と前記チャンバ(4)との間には少なくとも1つの中間フィルム(13)が設けられ、該中間フィルムは、開口部(6)、特に貫通穴(6)を有する、

請求項1ないし11のいずれか1項に記載の容器(1)。

【請求項 13】

前記中間フィルム(13)は、プラスチックから成り、その厚さは、50~1000ミクロンである、

請求項12記載の容器(1)。

【請求項 14】

前記チャンバ(4)は、プリスタパック(2)に設けられた窪みである、

請求項1ないし13のいずれか1項に記載の容器(1)。

【請求項 15】

前記チャンバ(4)の壁は、プラスチック及び/又は金属から成る、

請求項14記載の容器(1)。

【請求項 16】

前記窪み(4)は、桶形又は楕円形であり、前記チャンバ(4)の前記チャンバ壁の外を押して変形させることにより圧力を発生させることができる、

請求項14記載の容器(1)。

【請求項 17】

変形可能な、特に圧縮可能な前記チャンバ(4)の壁厚は、200~300ミクロンである、

請求項16記載の容器(1)。

【請求項 18】

前記チャンバ(4)の容積は、100~500マイクロリットル、特に200~300マイクロリットルである、

請求項17記載の容器(1)。

【請求項 19】

前記第2のフィルム(7)は、その表面が前記第1のフィルム(3)に取り付けられ、

前記フィルムの非取付け領域がチャンネル（４０）を形成するようになっている、
請求項３記載の容器（１）。

【請求項２０】

前記第１のフィルムは、材料を薄肉化した部分、特に切欠きの形態をした脆弱な箇所を有し、圧力を加えると、前記第１のフィルムは、前記脆弱な箇所のところが優先的に裂けるようになっている、

請求項１ないし１９のいずれか１項に記載の容器（１）。